

令和2年度 市税改正のあらまし

令和2年度地方税法等の一部改正に伴う、市税に関する主な内容をお知らせします。

個人市民税

○ひとり親に対する税制上の措置、寡婦(寡夫)控除の見直し(令和3年度課税分から)

全てのひとり親家庭に対して公平な税制となるよう、次のように見直します。

- ・婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)がいる単身者について、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用します。
- ・上記以外の寡婦については、引き続き「寡婦控除」(控除額26万円)を適用します。
- ・ひとり親控除、寡婦控除のいずれにおいても、前年の合計所得金額が500万円以下の所得制限が適用されます。

ひとり親控除、寡婦控除のいずれにおいても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人は対象外となります。

(改正前)

配偶関係			死別		離別	
本人所得			~500万円	500万円超	~500万円	500万円超
扶養親族	有	子	30万円	26万円	30万円	26万円
		子以外	26万円	26万円	26万円	26万円
	無		26万円			

(改正後)

死別	離別	未婚のひとり親(新設)
~500万円		~500万円
30万円	30万円	30万円
26万円	26万円	
26万円		

寡婦控除

ひとり親控除

(改正前)

配偶関係			死別		離別	
本人所得			~500万円	500万円超	~500万円	500万円超
扶養親族	有	子	26万円		26万円	
	無					

(改正後)

死別	離別	未婚のひとり親(新設)
~500万円		~500万円
30万円	30万円	30万円

ひとり親控除

○国外居住親族に係る扶養控除の見直し（令和6年度課税分から）

国外に居住する親族に係る扶養控除の適用対象について、次のように見直します。

【改正前】 16歳以上

【改正後】 16歳以上29歳以下、又は70歳以上

ただし、30歳以上69歳以下の者であっても、次のいずれかに該当する人は扶養控除の適用対象となります。

- ・留学により非居住者となった人
- ・障害者
- ・当該納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

固定資産税

○所有者不明土地などの課題への対応（令和3年度課税分から）

所有者が不明な土地などについて、調査を尽くしても不明な場合、市が使用者を所有者とみなして固定資産台帳に登録し、課税することができるようになります。